

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第二条 条例第十九条第一項第一号の規則で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

（有害物質）

第三条 条例第十九条第一項第一号イの規則で定める物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「政令」という。）第二条に規定する物質とする。

（水素イオン濃度等の項目）

第四条 条例第十九条第一項第一号ロの規則で定める項目は、政令第三条に規定する項目とする。

（排水基準）

第五条 条例第二十条第一項の排水基準は、別表第二から別表第四までに掲げるとおりとする。

2 別表第三項目の欄に掲げる項目について、特定施設を有する特定事業場が同表と同時に別表第四の適用を受ける特定事業場である場合における当該特定事業場に係る排水水についての当該項目に係る排水基準は、別表第三及び別表第四に定める排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

一部改正〔平成一〇年規則八〇号〕

（特定施設の設置等の届出）

第六条 条例第二十一条第一項又は第二十二条第一項に規定する届出書は、特定施設設置（使用）届出書（別記第一号様式）とする。

2 条例第二十一条第一項第八号の規則で定める事項は、排水水に係る用水及び排水の系統とする。

3 条例第二十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。

一 特定施設、汚水等の処理施設、用水及び排水の経路並びに排水口の位置を明記した事業場平面図

二 事業場の位置及び排水水が主たる公共用水域に至るまでの経路を明記した図面

三 その他知事が必要と認めるもの

（特定施設の構造等の変更の届出）

第七条 条例第二十三条第一項の規定による変更の届出は、特定施設構造等変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。

（受理書）

第八条 知事は、条例第二十一条第一項又は第二十三条第一項の届出を受理したときは、受理書（別記第三号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

（特定施設に係る氏名の変更等の届出）

第九条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書により行うものとする。

一 条例第二十六条の規定による条例第二十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出 氏名等変更届出書（別記第四号様式）

二 条例第二十六条の規定による使用の廃止の届出 特定施設使用廃止届出書（別記第五号様式）

三 条例第二十七条第三項の規定による承継の届出 特定施設承継届出書（別記第六号様式）

（排水水の汚染状態の測定）

第十条 条例第三十条の規定による排水水の汚染状態の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設設置（使用）届出書又は特定施設構造等変更届出書により届け出たものについては三箇月（一日当たりの平均的な排水水の量が三十立方メートル未満の特定事業場に係る測定にあつては、一年）に一回以上、その他のものについては必要に応じて行うこと。

二 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定により環境大臣が定める方法により行うこと。

三 測定のための試料は、測定しようとする排水水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取すること。

2 条例第三十条の規定による測定の結果は、水質測定記録表（別記第七号様式）により記録するも

のとする。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から水質測定記録表の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第一百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあっては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

3 条例第三十条の規定による測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は同項ただし書に規定する証明書（計量法第一百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存するものとする。

一部改正〔平成一三年規則二二二号・二四年七五号〕

（事故時の届出）

第十一条 条例第三十一条第一項の規定による事故時の届出は、特定施設事故報告書（別記第八号様式）により行うものとする。

（立入検査の身分証明書）

第十二条 条例第三十七条第二項の身分を示す証明書は、立入検査証（別記第九号様式）とする。

（中略）

附 則（平成十五年四月一日規則第六十五号）

改正 平成一六年一〇月二九日規則第一六五号 平成一九年一〇月二三日規則第一〇一号  
 平成二二年一〇月一九日規則第五二号 平成二五年一〇月二九日規則第八四号  
 平成二八年一〇月二八日規則第七七号 令和 元年一〇月二九日規則第二二二号

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、別表第二PCBの項の改正規定、別表第三燐（りん）含有量の項の改正規定及び別表第四燐（りん）含有量の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一 三の項に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排水水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、この規則の施行の日から令和四年十月三十一日までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

一部改正〔平成一六年規則一六五号・一九年一〇一号・二二年五二二号・二五年八四号・二八年七七号・令和元年二二二号〕

別表第一（第二条）

一	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設
二	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設
三	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ 牛房施設（牛房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ロ 馬房施設（馬房の総面積が一〇〇平方メートル未満のものを除く。） ハ 鶏舎（鶏の飼養羽数が一、〇〇〇未満のものを除く。）
四	食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設であって、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出するもの（総床面積が一〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十二号から第七十四号までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。以下「特定ちゅう房施設」という。）並びに特定ちゅう房施設を設置する特定事業場から排出される水の処理施設

一部改正〔平成一〇年規則八〇号・一一年二八号・一五年一〇二号・一六年七号〕

別表第二（第五条）

有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	一リットルにつき砒（ひ）素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二三〇ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

備考 「検出されないこと。」とは、第十条第一項の規定に基づく検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

全部改正〔平成一〇年規則八〇号〕、一部改正〔平成一五年規則六五号・二四年四四号・七九号・二八年五七号〕